

○ 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

(平成11年 3月30日奈良県告示第665号)
 改正 平成16年 9月28日 告示第323号
 平成18年 1月 1日 告示第486号
 平成24年 3月30日 告示第576号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）第1に規定する地域の類型をあてはめる地域を次のとおり指定し、平成11年4月1日から施行する。

なお、平成8年11月奈良県告示第403号（騒音に係る環境基準の地域類型の指定）は、平成11年3月31日限り廃止する。

地域の類型をあてはめる地域

地域の類型	該当地域
A	平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町及び下市町（以下「平群町等」という。）の区域で、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	平群町等の区域で、都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	平群町等の区域で、都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域